

五条広域事務組合斎場火葬炉設備業者プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 五条広域事務組合斎場に係る火葬炉設備業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、五条広域事務組合斎場火葬炉設備業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、五条広域事務組合斎場に係る火葬炉設備業者の選定を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 参加表明書等の審査に関すること。
- (2) 事業者を選定するための基準の決定に関すること。
- (3) プロポーザルの評価及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合市民の代表者
- (3) 清須市企画部長
- (4) あま市企画財政部長
- (5) 前4号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、前条の所掌事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、五条広域事務組合事務局において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。